

令和8年度地域医療関連啓発物資作成等業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度地域医療関連啓発物資作成等業務

2 業務目的

県ではこれまで「かかりつけ医」や「人生会議」を含めた在宅医療等について、広く県民の理解を深めるため、講演会や著名人を招聘した啓発活動や、さらに多くの県民に周知するため、各種団体が主催するイベントに医療啓発関連ブースを出展及び啓発グッズ等の啓発物資の作成を実施した。令和8年度は、引き続き、在宅医療をはじめとする地域医療に関する啓発活動を展開するため、県民の目に留まる啓発グッズ等の啓発物資の作成を行うことを目的とする。

3 出展イベント候補（予定）

別添一覧表のとおり

4 業務内容

（1）啓発グッズの作成

・ 下記の内容を考慮し、啓発グッズを作成すること。

① 主な啓発内容

ア 上手な医療のかかり方

- ・ 気軽に相談できる「かかりつけ医」を持つこと
- ・ 夜間・休日診療は「重篤な急患」のためにあること
- ・ 時間外のこどもの症状は「こども救急相談ダイヤル（#8000）」
- ・ お近くの医療機関を探す場合は「救急医療情報センター（073-426-1199）」

イ 人生会議

- ・ ご自身の大切にしていることや望み、どのような医療やケアを望んでいるかについて、自ら考え、また、まわりの信頼する人たちと話し合うこと

② 出展イベントの様態

- ・ 各種団体が主催するイベントに出展し、ブースとして長机2つ分程度のスペースにおいて展示および物品の配布を実施予定。

③ 啓発グッズの仕様

ア 配布に適している物資

イ イベントで県民に配布することでより内容を認識してもらえる効果がある物資

ウ 手に取ってもらいやすい物資

エ 廃棄されにくい物資

オ ターゲット層に配慮した物資

- ④ 啓発グッズの数量
 - ・ 3,000 個×1 種類以上作成すること。
- ⑤ 納期
 - ・ 令和8年10月2日（金）
- (2) イベント出展に係る準備等
 - ・ 出展イベントにおける下記準備等を実施すること。なお、イベントへのブース出展にかかる必要経費として 110,000 円を計上すること
 - ① 出展イベントに係る費用の支払い
 - ② イベントでのブース出展にあたり必要となる物品を購入
 - ③ その他、イベント出展に係る準備等も実施

5 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、本仕様書に示されていない事項その他の事項について疑義が生じた場合は、協議を行い柔軟な対応を行うこと。
- (2) 出展イベントの回数や当日の参加人数あるいは内容の変更等により、手配する数量等に増減が生じる場合は、変更契約を行う。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令、各種基準等によって行うこと。
- (4) 受託者は、業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (5) 受託者は、業務を円滑に遂行するため県と連絡を密にし、必要に応じて随時打合せを行い、助言、提案及び支援を積極的に行うこと。
- (6) 全ての成果品に係る著作権及び著作権は、県に帰属するものとする。なお、本契約終了後、本成果品の使用及び第三者への提示は、県の承認を受けること。
- (7) 本業務の履行の結果、受託者の責めに帰すべき理由により県に対し損害を与えた場合は、受託者は、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項若しくは疑義が生じた場合又は本仕様書により難しい事由が生じた場合は、県と速やかに協議するものとする。